

令和３年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者選抜・選考実施要項を次のように定めます。

令和２年７月１０日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

令和３年度奈良県立高等養護学校入学者選抜実施要項

令和３年度奈良県立高等養護学校の第１学年入学者の募集及び選抜は、この要項に基づいて実施します。

１ 応募資格

- (1) 自力通学ができる等一定の社会的適応力を有する知的障害者で、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和３年３月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

２ 募集学科

産業科

３ 募集人員

８８人

４ 出願手続

- (1) 入学願書受付期間

令和３年１月８日（金）及び同月１３日（水）の午前９時から午後４時まで

(2) 出願書類

志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを奈良県立高等養護学校長に提出してください。郵送による書類の提出は認めません。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（奈良県立高等養護学校が定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 返信用封筒 1 通（結果の通知に使用します。特定記録郵便とし、長形 3 号 12.0 cm×23.5 cm の封筒に 254 円分の切手を貼り、保護者の宛先を明記したもの）

(3) 出願書類交付期間

令和 2 年 12 月 16 日（水）から同月 18 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時まで

郵送を希望する場合は、生徒 1 人につき返信用封筒（角形 2 号 24.0 cm×33.2 cm に 140 円分の切手を貼り、保護者の宛先を明記したもの）を同封して、奈良県立高等養護学校に請求してください。

(4) 出願書類提出先

奈良県立高等養護学校

〒636-0344 磯城郡田原本町大字宮森 34 番地の 1

TEL 0744-33-2626

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立高等養護学校の入学相談を受けてください。

実施期間は、令和 2 年 7 月 31 日（金）から同年 8 月 6 日（木）までです。

なお、既に申し込んでいる場合は、再度申し込む必要はありません。

詳細については、奈良県立高等養護学校に問い合わせてください。

(6) 備考

やむを得ない事由により入学相談を受けていない者は、令和 2 年 12 月 4 日（金）までに、当該者が在籍する学校の校長から奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行ってください。事由について審議した後、学校長に連絡します。

5 入学者の選抜

(1) 期日

令和3年1月21日（木） 午前8時30分から正午まで

(2) 実施内容

ア 国語及び数学の学力検査

イ 実技検査

(3) 選抜の方法

各検査の結果及び受検者の障害等の状態、適性等を総合的に審査し、奈良県立高等養護学校長が選抜します。

(4) 備考

実施の詳細は、奈良県立高等養護学校長が別に定めます。

6 合格発表

令和3年1月27日（水）に、選抜の結果を保護者宛てに発送します。

7 その他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 選抜の結果、入学許可候補者となった者は、奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校への出願はできません。
- (3) 令和3年度の入学者は、第2学年から職業に関するコースに応じて本校及び高等学校における分教室で学習します（分教室を設置している高等学校は、奈良県立高円高等学校、奈良県立山辺高等学校、奈良県立二階堂高等学校です。）。
- (4) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和３年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者選考実施要項

令和３年度奈良県立盲学校幼稚部、高等部第１学年及び高等部専攻科第１学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

１ 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表「視覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、幼稚部はアに、高等部はイの①から③までのいずれかに、高等部専攻科はウの①から③までのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部 平成２７年４月２日から平成３０年４月１日までに出生した者

イ 高等部（普通科及び保健理療科）

- ① 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和３年３月卒業見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者

ウ 高等部専攻科（理療科）

- ① 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者
 - ② 中等教育学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者
 - ③ 学校教育法施行規則第１５０条各号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

２ 募集する部、科及び学科

幼稚部、高等部（普通科及び保健理療科）及び高等部専攻科（理療科）

３ 募集人員

募集人員は「令和３年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

(1) 入学願書受付期間

ア 幼稚部 令和３年３月２日（火）から同月４日（木）までの午前９時から午後４時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 令和３年２月１６日（火）から同月１９日（金）まで、同月２２日（月）及び同月２４日（水）の午前９時から午後４時まで

(2) 出願書類

志願者は、幼稚部については直接、高等部及び高等部専攻科については卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを奈良県立盲学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 眼科医の診断書（奈良県立盲学校が定める用紙又はそれに準ずる診断書）

ウ 調査書（奈良県立盲学校が定める用紙。高等部及び高等部専攻科出願者のみ）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。ただし、平成２７年３月以前の卒業者については、調査書に代えて卒業証明書を提出してください。

(3) 出願書類交付期間

ア 幼稚部 令和３年１月２０日（水）から同年３月４日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除きます。）の午前９時から午後４時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 令和３年１月２０日（水）から同月２２日（金）まで、同年２月１２日（金）及び同月１５日（月）の午前９時から午後４時まで

（注）出願書類は、奈良県立盲学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形３号１２．０ｃｍ×２３．５ｃｍに９４円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）を同封して、奈良県立盲学校に請求してください。

(4) 出願書類提出先

奈良県立盲学校

〒 6 3 9 - 1 1 2 2 大和郡山市丹後庄町 2 2 2 - 1

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立盲学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

(1) 期日

ア 幼稚部 令和3年3月11日（木） 午後1時40分から午後3時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 令和3年3月11日（木） 午前8時30分から午後3時30分まで

(2) 実施内容

ア 視力検査

イ 行動観察（幼稚部のみ）

ウ 学力検査等（高等部及び高等部専攻科のみ）

① 高等部普通科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

② 高等部保健医療科及び高等部専攻科医療科は、小論文、適性検査及び機能検査です。

エ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立盲学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和3年3月17日（水）に、選考の結果を保護者又は本人宛に発送します。

7 その他

(1) 高等部については、特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することとはできません。

(3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和３年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者選考実施要項

令和３年度奈良県立ろう学校幼稚部及び高等部第１学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

１ 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表「聴覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、幼稚部はアに、高等部はイの①から③までのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部 平成２７年４月２日から平成３０年４月１日までに出生した者

イ 高等部（普通科、産業システム科及び生活情報科）

① 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和３年３月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

２ 募集する部及び学科

幼稚部及び高等部（普通科、産業システム科及び生活情報科）

３ 募集人員

募集人員は「令和３年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

４ 出願手続

- (1) 入学願書受付期間

ア 幼稚部 令和３年３月２日（火）から同月４日（木）までの午前９時から午後

4時まで

イ 高等部 令和3年2月16日（火）から同月19日（金）まで、同月22日（月）及び同月24日（水）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

志願者は、幼稚部については直接、高等部については卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のア及びイを奈良県立ろう学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（奈良県立ろう学校が定める用紙）

幼稚部への出願者については、保護者が作成してください。

高等部への出願者については、卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類交付期間

ア 幼稚部 令和3年1月20日（水）から同年3月4日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 令和3年1月20日（水）から同月22日（金）まで、同年2月12日（金）及び同月15日（月）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立ろう学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者の宛先を明記したもの）を同封して、奈良県立ろう学校に請求してください。

(4) 出願書類提出先

奈良県立ろう学校

〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立ろう学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

(1) 期日

ア 幼稚部 令和3年3月11日（木） 午前10時から午前11時30分まで

イ 高等部 令和3年3月11日（木） 午前8時45分から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 行動観察（幼稚部のみ）

イ 学力検査（高等部のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の 5 教科の検査です。

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立ろう学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和 3 年 3 月 1 7 日（水）に、選考の結果を保護者宛に発送します。

7 その他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和３年度奈良県立特別支援学校（病弱）高等部入学者選考実施要項

令和３年度奈良県立明日香養護学校（病弱）及び奈良県立奈良養護学校（病弱）高等部第１学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

１ 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表「病弱者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者
 - イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和３年３月卒業見込みの者
 - ウ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者
- (2) 各特別支援学校の対象者
 - ア 奈良県立明日香養護学校 学校への単独通学又は保護者による送迎が可能である者
 - イ 奈良県立奈良養護学校 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者
- (3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のアからオまでのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。
 - ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者
 - イ 出願当時は独立行政法人国立病院機構奈良医療センターに入院していないが、入学時には入院することが確実な者
 - ウ 出願当時は重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者
 - エ 出願当時は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

オ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「令和3年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

(1) 入学願書受付期間

令和3年2月16日（火）から同月19日（金）まで、同月22日（月）及び同月24日（水）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからエまでを出願する特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校が定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 診断書（奈良県立明日香養護学校への出願者のみ）

エ 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの入院証明書若しくは入院予定証明書、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」の入園証明書若しくは入園見込証明書又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」の入園証明書若しくは入園見込証明書（奈良県立奈良養護学校への出願者のみ）

(3) 出願書類交付期間

令和3年1月20日（水）から同月22日（金）まで、同年2月12日（金）及び同月15日（月）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者の宛先を明記したもの）を同封して、請求してください。

(4) 出願書類提出先

奈良県立明日香養護学校

〒634-0141 高市郡明日香村大字川原410番地

奈良県立奈良養護学校

〒630-8051 奈良市七条町135番地

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

(1) 期日

令和3年3月11日（木） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 学力検査（奈良県立明日香養護学校のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和3年3月17日（水）に、選考の結果を保護者宛てに発送します。

7 その他

(1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

(3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和３年度奈良県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者選考実施要項

令和３年度奈良県立明日香養護学校（肢体不自由）及び奈良県立奈良養護学校（肢体不自由）高等部第１学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

１ 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者
イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和３年３月卒業見込みの者
ウ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者
- (2) 各特別支援学校の通学区域
ア 奈良県立明日香養護学校 大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡
イ 奈良県立奈良養護学校 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）
- (3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。
ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者
イ その他やむを得ない事情がある者

２ 募集する学科

普通科

３ 募集人員

募集人員は「令和３年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

(1) 入学願書受付期間

令和3年2月16日（火）から同月19日（金）まで、同月22日（月）及び同月24日（水）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のア及びイを出願する特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校が定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類交付期間

令和3年1月20日（水）から同月22日（金）まで、同年2月12日（金）及び同月15日（月）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者の宛先を明記したもの）を同封して、請求してください。

(4) 出願書類提出先

奈良県立明日香養護学校

〒634-0141 高市郡明日香村大字川原410番地

奈良県立奈良養護学校

〒630-8051 奈良市七条町135番地

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

(1) 期日

令和3年3月11日（木） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査は、国語及び数学の2教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和3年3月17日（水）に、選考の結果を保護者宛てに発送します。

7 その他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和３年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者選考実施要項

令和３年度奈良県立奈良東養護学校、奈良県立奈良西養護学校、奈良県立二階堂養護学校、奈良県立西和養護学校及び奈良県立大淀養護学校の高等部第１学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

１ 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表

「知的障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和３年３月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和３年３月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者

(2) 各特別支援学校の通学区域

ア 奈良県立奈良東養護学校 奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東、館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域並びに大和郡山市

イ 奈良県立奈良西養護学校 奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域並びに生駒市

ウ 奈良県立二階堂養護学校 天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域

エ 奈良県立西和養護学校 大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡

オ 奈良県立大淀養護学校 橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡

(3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

産業科

3 募集人員

募集人員は「令和3年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

(1) 入学願書受付期間

令和3年2月3日（水）及び同月4日（木）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを出願する特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校が定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 調査票（出願する学校で定める用紙）

保護者が作成してください。

(3) 出願書類交付期間

令和3年1月8日（金）、同月12日（火）、同月13日（水）、同年2月1日（月）及び同月2日（火）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号24.0cm×33.2cmに140円分の切手を貼り、保護者の宛先を明記したもの）を同封して、出願する学校に請求してください。

(4) 出願書類提出先

奈良県立奈良東養護学校

〒630-8053 奈良市七条二丁目670番地

奈良県立奈良西養護学校

〒631-0066 奈良市帝塚山西二丁目1番1号

奈良県立二階堂養護学校

〒632-0086 天理市庵治町358番地1

奈良県立西和養護学校

〒 6 3 9 - 0 2 0 5 北葛城郡上牧町大字下牧 1 0 1 0

奈良県立大淀養護学校

〒 6 3 8 - 0 8 2 1 吉野郡大淀町大字下湊 4 1 4 番地の 1

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

(1) 期日

令和 3 年 2 月 1 8 日（木） 午前 9 時から午後 1 時まで

(2) 実施内容

ア 検査（学力及び発達に関すること）

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和 3 年 2 月 2 5 日（木）に、選考の結果を保護者宛てに発送します。

7 その他

(1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

(3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。